

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設 拡充 延長 その他 ）

No	6	府省庁名	総務省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税			
要望項目名	地方独立行政法人に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置の拡充			
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 地方独立行政法人制度に係る税制上の措置を講ずること 地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を行う法人であり、地方独立行政法人制度を活用することで、目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等により、業務の効率性や質の向上が期待される。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>○ 現行、地方独立行政法人に対して個人・法人が寄付を行った場合に、以下の課税標準の特例措置が設けられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産を寄付した場合に、譲渡所得をなかったものとみなす（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除（個人住民税） ・寄付金を支出した場合に、当該寄付金の額を損金に算入（事業税） <p>○ 平成29年6月の法改正により、地方独立行政法人の対象業務に市区町村の窓口関連業務を追加することとなり、市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付についても、上記課税標準の特例措置の対象とすること（※）。</p> <p>※ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により新設された「介護医療院」について、関係省庁との協議の結果、地方独立行政法人の対象業務に加えることとなった場合は、「『介護医療院』の設置及び管理」について同様に特例措置の対象とすること</p>			
関係条文	<p>地方税法第32条第2項（租税特別措置法第40条第1項、租税特別措置法施行令第25条の17第5項、所得税法第78条第2項、所得税法施行令第217条）、第72条の23第1項（法人税法第37条第4項、法人税法施行令第77条）、第314条の7第1項第3号、地方税法施行令第21条の3第1項</p>			
減収見込額	[初年度]	0 ()	[平年度]	0 ()
	[改正増減収額]	—		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ 公益目的事業たる市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること。</p> <p>○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○ 現行、「公益目的事業を行う法人（租税特別措置法第40条第1項、所得税法第78条第2項）」「教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人（租税特別措置法第70条第1項、法人税法第37条第4項）」について上記特例措置の対象とされているところ。</p> <p>○ 市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人は、まさに「公益目的事業を行う法人」「教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会への貢献その他公益の増進に著しく寄与する法人」に該当するものであることから、上記特例措置の対象に加える必要がある。</p>			
本要望に対応する縮減案	なし			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	29年度概算要求における政策評価体系図 【基本計画（24年6月策定、28年3月改正）】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
	政策の達成目標	○ 公益目的事業たる市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	○ 市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することにより、地域の公益増進を図ること ○ 地方独立行政法人は、国・地方公共団体から運営費交付金や施設整備費補助金を得て事業運営しているところ、国・地方の厳しい財政状況に鑑みて、広く外部資金を導入し、経営に役立てること
政策目標の達成状況	既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、 ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入 が図られているところ。	
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	現行、地方公共団体に対する寄付金等については、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっているところ、新設される市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人に対する寄付金等についても同様に特例措置の対象とすることにより、地方独立行政法人化された後においても、引き続き、寄付が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	現行、地方公共団体に対する寄付金等に係る課税標準の特例措置が認められていることに鑑みれば、市区町村の窓口関連業務を行う地方独立行政法人についても同様の特例措置を認めることは妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>既に設立されている地方独立行政法人は、その全てについて、寄付金等に係る課税標準の特例措置の対象となっている。これにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業を行う地方独立行政法人に対する寄付を奨励することによる地域の公益増進 ・地方独立行政法人に対する外部資金の導入が図られているところ。
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度地方独立行政法人法制定：地方独立行政法人の対象業務中、試験研究機関、病院事業、社会福祉事業、介護老人保健施設、公立大学法人に関する特例措置が実現 ・平成 25 年度地方独立行政法人法改正：地方独立行政法人の対象業務中、博物館、美術館、植物館、動物園又は水族館に関する特例措置が実現
<p>ページ</p>	<p>6—3</p>